

東日本大震災で被害を受けた
国立高等専門学校を受験を希望する皆様へ

平成 2 3 年 1 2 月 1 3 日
独立行政法人国立高等専門学校機構

東日本大震災で被害を受けた受験生への特例措置について

このたびの地震被災地域の方々、また、被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

独立行政法人国立高等専門学校機構では、平成 2 4 年度国立高等専門学校入学者選抜について、次の特例措置を決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特例措置の対象入試

平成 2 4 年度入学者選抜

2. 措置内容

検定料の免除

3. 対象者

独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する国立高等専門学校を受験する者で、その主たる家計支持者が東日本大震災による災害救助法適用地域（東京都「帰宅困難者対応」を除く）に居住していて被災し、市町村等の発行する「被災証明書」又は「罹災証明書」（以下「被災証明書」等）の交付を受けた者（災害救助法適用地域外に居住していて被災し、自治体から「被災証明書」等の交付を受けた者についても対象となる場合があります。）

4. 申請方法

出願書類とともに各国立高等専門学校所定の「検定料免除申請書」に「被災証明書」等を添付し各国立高等専門学校へ提出してください。

なお、免除申請を希望される者は、検定料の払い込みは行わないでください。検定料の払い込みをされた場合は、還付の申し出が必要となります。

5. 入学金・授業料

入学金・授業料についても、家計状況及び被災状況により、免除又は徴収が猶予される場合があります。（合格後に各国立高等専門学校の所定の手続きが必要となります。）

6. その他

出願に際し、地震の影響により卒業証明書等の提出が困難な場合等にも配慮することとしておりますので、入学を志望する国立高等専門学校へお問い合わせください。

問い合わせ先 〒193-0834 東京都八王子市東浅川町 701-2
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局
電 話 0 4 2 - 6 6 2 - 3 1 4 2
U R L <http://www.kosen-k.go.jp/>